

三木市における犯罪被害者支援

近年、様々な犯罪等が後を絶たず、市民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっています。

不幸にして犯罪に遭われた方々を社会全体で支えていくことが大切です。

相 談 窓 口

環境政策課交通防犯グループ

直通電話 89-2344

支 援 内 容

1 相談窓口

犯罪被害者等が直面している様々な問題についてワンストップで相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。

2 更なる犯罪被害の防止

犯罪被害者等が更なる犯罪被害を受けることを関係機関と連携して防止します。また、安全を確保する必要がある場合は、関係機関と連携して一時保護、施設への入所による保護、防犯指導等必要な措置を講じます。

3 見舞金

犯罪被害による経済的負担を軽減するため、見舞金を支給します。

- (1) 遺族見舞金 300,000 円
- (2) 傷害見舞金 100,000 円

4 賃貸住宅の家賃補助

犯罪行為により従前の住居に居住することが困難となった場合は、新たに入居する賃貸住宅の家賃を補助します。

5 家事援助

犯罪被害により家事援助を必要とする場合は、ホームヘルパーを派遣します。

6 子どもの一時保育費補助

育児が困難となった場合は、一時保育にかかる費用について援助します。